

## ○中城村生ごみ処理機貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村民に対し生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の貸出しを行い、村民が実際に処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって、ごみ排出量の削減並びにごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

### (処理機の貸出対象者)

第2条 処理機の貸出対象者は、村内に住所を有し、かつ、居住しているものとする。

2 借り受けた処理機を屋内で使用し、適切に維持管理できるものとする。

### (貸出機種)

第3条 貸出しを行う処理機は、乾燥型の機種とする。

### (貸出期間等)

第4条 処理機の貸出期間は、1か月以内とする。ただし、処理機の貸出しを受けている者が第2条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに処理機を村長に返却するものとする。

2 処理機の貸出しは、1世帯につき1回とし、貸出台数は、1台とする。

3 処理機の貸出しは、無償とする。

### (申請手続)

第6条 処理機の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中城村生ごみ処理機貸出申請書(様式第1号)により、村長に申し込まなければならない。

2 前項の申請に当たり、当該申請者は、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、旅券その他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

3 村長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めるときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

4 村長は、前項の規定により貸出しの決定をしたときは、速やかにその決定内容を中城村生ごみ処理機貸出決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸出方法及び費用の負担)

第6条 処理機の貸出しは、処理機の貸出決定を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、村役場住民生活課の窓口(以下「窓口」という。)において直接引き渡す方法で行うものとする。

2 処理機の運搬に係る費用、使用に係る電気代及び次条第2項に定めるところによる原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。

(返却方法)

第7条 処理機の返却は、使用者が窓口へ直接持参する方法により行うものとする。

2 使用者は、処理機を返却するときは、次の使用者の使用の妨げにならないように、処理機を原状に回復して返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって処理機の適正な維持管理に努めること。

(2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。

(3) 処理機を分解し、又は改造しないこと。

(4) 処理機を他に譲渡し、転売し、又は担保に供しないこと。

(5) 村が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) その他公益上又は管理上特に必要があると村長が認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたとき又は処理機の全部若しくは一部を滅失若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、処理機の貸出しに関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

中城村生ごみ処理機貸出申請書

中城村長 浜 田 京 介

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

生ごみ処理機の貸出を受けたいので、中城村生ごみ処理機貸出事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

なお、貸出を受けるにあたっては、同要綱に掲げる事項を遵守することを制約します。

1 貸出希望機種	
2 貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3 遵守事項	1 善良な管理者の注意をもって処理機の適正な維持管理に努めます。 2 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しません。 3 処理機を分解し、または改造しません。 4 処理機を他に譲渡し、転売し、または担保に供しません。 5 村が実施するアンケート調査等に協力します。 6 申請者の責めに帰すべき損害は賠償します。
4 本人確認書類	運転免許証 ・ 個人番号カード ・ 健康保険証 旅券 ・ その他( )
5 備 考	

別記様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

中城村生ごみ処理機貸出決定通知書

様

中城村長 浜田 京介

年 月 日付け申請のあった生ごみ処理機の貸出について、次のとおり決定したので、中城村生ごみ処理機貸出事業実施要綱第5条第4項の規定により、通知します。

1 貸出の可否

可 ・ 否

2 貸出機種

3 貸出期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 その他条件等

- 貸出期間満了後はその期日までに、処理機の原状回復及び洗浄等を行い、速やかに返却して下さい。